

株式会社F2HConsulting（以下「甲」という）と、

（以下「乙」という）とは、パートナーシップ制

度に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

乙は、甲に顧客(以下「丙」という)を紹介し、機器またはサービスの引き渡しを支援する。

本契約は、顧客紹介に関するものであり、個別の契約は、別途甲または甲の関連する会社と丙で締結する。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、乙がパートナーシップ制度の年会費または月会費の支払を実行している期間有効とする。

第3条（手数料）

本契約に基づく乙への手料は、乙が紹介した顧客のリース・レンタルまたは販売における甲の総利益のうち、乙が実施する業務範囲の金額とする。

乙の業務範囲と金額は、別紙記載のとおりとする。

第4条（手数料の支払）

1 甲は、本契約にて発生した手数料を毎月末日で締切り、翌月末日までに乙が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込金額が10,000円未満の際には、10,000円以上になるまで振り込みを繰り越す。

2 振込手数料は、乙が負担する。

第5条（契約の解除と期限の利益の喪失）

甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失または背信行為があった場合
- (2) 支払の停止があった場合
- (3) 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあった場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (6) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

第6条（秘密の保持）

甲または乙は、業務上知り得た事項について一切の情報を他に漏らし又は盗用してはならない。

第7条（裁判管轄）

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

年 月 日

甲：東京都渋谷区神宮前5-34-10
株式会社F2HConsulting



乙：